

- (記載注意) (1) この各筆明細は、権利設定の当事者ごとに別葉とする。
- (2) (A) 欄は、市町村大字別に記載する。
- (3) (A) 欄の「面積」は、土地登記簿によるものとし、土地登記簿の地積が著しく事実と相違する場合、土地登記簿の面積がない場合及び土地改良事業による一時利用の指定を受けた土地の場合には実測面積を()書きで下段に2段書きする。また、1筆の一部について権利が設定される場合には、権利を設定する実測面積を()書きで下段に2段書きするとともに、当該部分を特定することのできる図面を添付する。
- (4) (B) 欄の「種類」は、「賃借権」又は「使用賃借権」のいずれかを記載する。
- (5) (B) 欄の「内容」は、賃借権の設定による当該土地の利用目的(例えば水田として利用、普通畑として利用、樹園地として利用、農業用施設用地(畜舎)として利用等)を記載する。
- (6) (B) 欄の「存続期間(終期)」は、「〇年」又は「〇〇年〇〇月〇〇日まで」と記載する。
- (7) (B) 欄の「借賃」は、設定又は移転を受ける権利が賃借権である場合に、当該土地の1年分の借賃の額を記載する。
- (8) (B) 欄の「借賃の支払方法」は、「口座振込」を原則とする。但しやむを得ない場合はこの限りではない。

この計画に同意する。

権利を設定する者(甲)

住 所 (同上)

印

権利を設定する者以外の者で権利を設定する土地
につき所有権その他の使用収益権を有する者

住 所

印

転貸を受ける者(丙)

住 所 (同上)

印

以下、この農用地利用集積等促進計画（以下「本計画」という。）の定めるところにより、権利を設定する者（以下「甲」という。）及び権利の設定を受ける者兼転貸を行う者（以下「乙」という。）並びに転貸を受ける者（以下「丙」という。）のうち、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

2 共通事項（甲及び乙に係る共通事項）

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向を勘案して、甲、乙及び丙が協議して定める額に改訂する。

(3) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までその支払を猶予する。

(4) 転貸

乙は、当該土地を甲の同意を得ず第三者に転貸して当該転借人に使用及び収益させることができる。

(5) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び丙は、権利の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合において、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃はその使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、目的物が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。借賃の減額の時期及び減額前の借賃に戻る時期並びに減額の割合については、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(6) 境界の明示

甲は、当該土地に設定する権利の始期までに、自己の費用をもって現地において隣地との境界を明らかにする。

(7) 障害の除去等

甲は、土石、地下埋設物、土壌汚染、軟弱地盤等農地としての利用に支障をきたすものを除去したうえ乙に引き渡すとともに、権利の存続期間中においても、権利の行使の妨げとなる行為を行ってはならない。

(8) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責に帰すべき事由によらないで生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表 1 に定めたものを除き、民法、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）等の法令に従う。

(9) 附属物の設置等

ア 乙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、乙が附属物の設置をした場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、当該附属物を収去する義務は乙が負い、収去に要した経費も乙の負担とする。

イ 丙が当該土地に附属物の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、丙が附属物を設置した場合において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を収去する義務を負い、乙は甲に対して収去の義務を負わない。

ウ ア及びイの規定にかかわらず、甲が附属物を収去しないことに同意しているときに限り、乙及び丙は収去の義務を負わない。この場合、乙及び丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、乙及び丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(10) 租税公課等の負担

ア 甲は、当該土地に係る固定資産税その他の租税を負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等の負担については、当事者間で協議の上、別表 2 に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙が負担する。

(11) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、知事の承認を受けて、賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 相当の期間を経過してもなお当該土地の貸付を行うことができる見込みがないと認められるとき。

イ 災害その他の事由により農用地等としての利用を継続することが著しく困難となったとき。

(12) 賃貸借又は使用貸借の終了

天災その他、甲及び乙並びに丙の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、本計画の定めるところにより設定された権利は終了する。

(13) 目的物の返還

権利の存続期間が終了したときは、乙は、その終了の日までに、甲に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（9）による。）。ただし、災害その他の不可抗力、修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生じた形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

(14) 権利取得者の責務

乙は、丙に対し、本計画に定めるところに従い、当該土地を効率的かつ適正に利用するよう指導するものとする。

(15) 農地中間管理機構関連農地整備事業の実施

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。

(16)その他

本計画に定めのない事項及び本計画に疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町村が協議して定める

別表1 修繕及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	甲及び乙並びに転借人の費用に関する支払区分の内容	乙及び転借人の支払額について 甲の償還すべき額及び方法	備考

別表2 土地改良区の賦課金等に係る特約事項 ※ 該当する区分に○印を記入のこと

負担区分の内容	備考
ア 甲が負担する	
イ 乙が賃借料として相当分を支払う	乙は「転貸を受ける者」と協議
ウ 丙が負担する	名義変更等の手続きが必要

(17)特記事項

ア 農地の賃貸借料（以下「賃料」という。）は年払いとし、1年未満の賃貸借期間については1年間の賃料とする。

イ 乙は、甲に対し1の各筆明細に定める年間賃借料を毎年下記のとおり支払うものとする。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。

支払日 12月25日まで

3 共通事項（乙及び丙に係る共通事項）

(1) 権利設定

1の各筆明細に記載された土地（以下「当該土地」という。）の権利は、本計画の公告により設定される。

(2) 転貸又は譲渡

丙は、本計画により権利の設定もしくは移転を受けた土地について転貸し、又は設定若しくは移転を受けた権利を譲渡してはならない。

(3) 借賃の改訂

本計画を定めた後、借賃の改訂に当たっては、農地法（昭和27年法律第229号）第52条の農業委員会が提供する借賃の動向や地域関係者による協議結果等を勘案して、甲、乙及び丙が協議して定める額に改訂する。

(4) 借賃の支払猶予

災害その他やむを得ない事由のため、1の各筆明細に記載された借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、甲、乙及び丙が協議の上、相当と認められる期日までにその支払を猶予することができる。

(5) 借賃の増額又は減額

ア 甲、乙及び丙は、当該土地の1の各筆明細に記載された面積と実測面積との間に差異があっても、異議を述べず、また、借賃の増減を請求しない。

イ 甲、乙及び丙は、賃借権の目的物が農地である場合には、農地法第20条又は民法（明治29年法律第89号）第609条の規定に基づき借賃の額の増減を請求することができる。この場合、増額又は減額されるべき額は、甲、乙及び丙が協議して定めるものとし、その協議が調わないときは、農業委員会が認定した額とする。

ウ 当該土地の一部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合において、それが乙又は丙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、借賃は、その使用及び収益をすることができなくなった部分の割合に応じて減額され、当該土地が使用及び収益をすることが可能となったときは減額前の借賃に戻る。なお、借賃の減額の時期は、作物の作付や収穫の状況を踏まえ、甲、乙及び丙が協議の上、定める。

(6) 遅延損害金

ア 丙は、1の各筆明細に定める期日までに借賃を支払わない場合は、乙に対し、支払期日の翌日から支払日までの間を計算期間とする遅延損害金を支払わなければならない。

イ 遅延損害金は、借賃の額に対し、年10.95パーセントの割合で計算して得た額とする。

(7) 修繕及び改良

ア 甲は、乙及び丙の責めに帰することができない事由により生じた当該土地の損耗について、自らの費用と責任において当該土地を修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で、乙が甲の同意を得たときは、乙が修繕し又は丙に修繕させることができる。この場合において、乙又は丙が修繕の費用を支出したときは、甲に対して、その費用の償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て当該土地の改良を行い又は丙に改良を行わせることができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

ウ 修繕費又は改良費の負担及び償還は、別表3に定めたものを除き、民法、土地改良法等の法令に従う。

(8) 附属物の設置等

ア 丙が当該土地に果樹等の永年性作物、ハウス等の農業用施設（以下「附属物」という。）の設置を行う場合には、甲の同意を得なければならない。また、丙が附属物を設置した場合に

において、賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は甲に対して直接当該附属物を取去する義務を負い、乙は甲に対して取去の義務を負わない。

イ アの規定にかかわらず、甲が附属物を取去しないことに同意しているときに限り、丙は取去の義務を負わない。この場合、丙が支出した費用については、甲が費用償還に同意している場合に限り、丙は甲に対して償還の請求をすることができる。

(9) 租税公課等の負担

ア 当該土地に対する固定資産税その他の租税は、甲が負担する。

イ 当該土地に係る農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づく共済掛金及び賦課金は、丙が負担する。

ウ 当該土地に係る土地改良区の賦課金等は、当事者間で協議の上、別表 4 に定める。

エ その他当該土地の通常の維持管理に要する経費は、丙の負担とする。

(10) 賃貸借又は使用貸借の解除

乙は、次のいずれかに該当するときは、都道府県知事の承認又は許可を受けて当該土地に係る賃貸借又は使用貸借を解除することができる。

ア 当該土地を適正に利用していないと認められるとき。

イ 正当な理由がなく農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号。以下「機構法」という。）第 21 条第 1 項の規定による報告をしないとき。

ウ 農地法第 6 条の 2 第 2 項の規定による通知を受けたとき。

エ 正当な理由がなく賃料を支払わないときその他信義に反した行為をしたとき。

オ その他民法及び関連法規に定める解除事由に該当したとき。

(11) 賃借権又は使用貸借権の終了

天災その他、乙及び丙並びに甲の責に帰すべからざる理由により当該土地の全部が滅失その他の事由により使用及び収益をすることができなくなった場合は、本計画の定めるところにより設定又は移転された賃借権又は使用貸借権は終了する。

(12) 目的物の返還

賃貸借又は使用貸借が終了したときは、丙は、その終了の日までに、乙に対して、当該土地を原状に回復して返還する（附属物の取扱いについては（8）による。）。ただし、災害その他の不可抗力修繕若しくは改良行為又は当該土地の通常の利用によって生ずる形質の変更については、丙は、原状回復の義務を負わない。

(13) 権利取得者の責務

ア 丙は、本計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない

イ 丙は、乙から機構法第 21 条第 1 項の規定により、賃借権の設定等を受けた農用地等の利用の状況の報告を求められた場合には、乙に報告しなければならない。

(14) 農地中間管理機構関連農地整備事業に対する説明

当該土地のうち、15 年以上の期間で農地中間管理権が設定されているものについては、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の土地改良事業が行われることがある。

(15) その他

本計画に定めのない事項及び本計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、丙及び市町村が協議して定める。

別表3 修繕及び改良費の負担に係る特約事項

修繕又は改良の工事名	乙及び丙並びに土地所有者の費用に関する支払区分の内容	乙及び丙の支払額について土地所有者の償還すべき額及び方法	備考

別表4 土地改良区の賦課金等に係る特約事項 ※ 該当する区分に○印を記入のこと

負担区分の内容	備考
ア 甲が負担する	
イ 丙が賃借料として相当分を支払う	
ウ 丙が負担する	名義変更等の手続きが必要

(16) 特記事項

ア 農地の賃貸借料（以下「賃料」という。）は年払いとし、1年未満の賃貸借期間については1年間の賃料とする。

イ 丙は、乙に対し1の各筆明細に定める1年間の賃料を毎年下記のとおり支払うものとする。但し、やむを得ない場合はこの限りでない。

支払日 12月1日まで

【添付書類】

権利設定等を受ける者の農業経営の状況等

(農地所有適格法人)

整理番号	農地所有適格法人の名称		権利設定等を受ける農地所有適格法人の事業の状況(C)			権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な家畜の飼育状況(F)		権利設定等を受ける農地所有適格法人の主な農機具の所有の状況(G)					
権利設定等を受ける土地の面積(A) m ²	権利設定等を受ける農地所有適格法人が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積(B) m ²		事業の種類										
			農畜産物名	関連事業等の内容	左記以外の事業の内容								
			現在	現在	現在								
			権利取得後	権利取得後	権利取得後								
農地	農地		事業の実施状況及び事業計画			種類	数量	種類	数量				
採草放牧地	採草放牧地		農業	左記以外の事業									
その他			3年前	円	3年前								
			2年前	円	2年前								
			1年前	円	1年前								
			初年度	円	初年度								
			2年目	円	2年目								
			3年目	円	3年目								
権利設定等を受ける農地所有適格法人の構成員の状況(D)					権利設定等を受ける農地所有適格法人の業務執行役員の状況(E)								
氏名・名称	議決権又は株式の数	法人への農地等の権利設定・移転		年間農業従事日数		法人と構成員との取引関係等の内容	氏名	住所	年間農業従事日数				
		権利の種類	面積 m ²	前年実績	見込み				前年実績	見込み	前年実績	見込み	
雇用労働力(年間延日数)			人日										
権利設定等を受ける者が権利設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業が、権利設定等を受ける農用地等の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響(H)													

- (記載注意) (1) 権利設定等を受ける者の農業経営の状況等(以下「本書類」という。)は、同一公告に係る計画、いずれかにその添付があれば、他はその添付を要しない。
- (2) (A)欄は、同一公告に係る計画によって、賃借権又は使用貸借権の設定、移転が2つ以上ある場合は、それぞれを合算して面積を記入する。なお、「その他」には、混牧林地、農業用施設の用に供される土地の別にその面積を記載する。
- (3) (C)欄の「農畜産物名」欄には、法人の生産する農畜産物のうち、粗収益の50%を超えると認められるものの名称を記載する。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記載する。
- (4) (C)欄の「関連事業等の内容」には、法人の農業に関連する事業(①農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工、②農畜産物の貯蔵、運搬又は販売、③農業生産に必要な資材の製造、④農作業の受託)、農業と併せ行う林業、農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事業を記載する。
- (5) (C)欄の「権利取得後」欄には、権利を取得しようとする農地又は採草放牧地(以下「農用地等」という。)を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度以後の状況を記載する。
- (6) (C)欄の「農業」欄には、法人の農業(関連事業等を含む。以下「農業」という。)の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記以外の事業」欄に記載する。また「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の計画の公告前3事業年度分をそれぞれ記載し(実績のない場合には空欄)、「初年度」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載する。
- (7) (D)欄の「議決権又は株式の数」欄には、株式会社にあつては株式(議決権のあるものに限る。)の数を記載する。
- (8) (D)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している構成員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (9) (D)欄の「法人と構成員との取引関係等の内容」欄には、例えば、「法人から生産物を購入している食品会社」、「法人に農作業を委託している農家」、「法人に肥料を販売する肥料会社」、「法人と特許権の専用実施権の設定を行っている種苗会社」等と記載する。
- (10) (E)欄の「住所」欄には、農事組合法人にあつては理事、合名会社、合資会社又は合同会社にあつては業務執行権を有する社員、株式会社にあつては取締役(以下「業務執行役員」という。)が生活の本拠としている市町村名を記載する。
- (11) (E)欄の「年間農業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において法人の行う農業に常時従事している業務執行役員の農業への年間従事日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度における農業への年間従事日数の見込みを記載する。なお、「年間農業従事日数」には、農業部門における労務管理や市場開拓等に従事した日数も含まれる。
- (12) (E)欄の「年間農作業従事日数」欄の「前年実績」欄には、計画の公告の日を含む事業年度の前事業年度において業務執行役員が行った農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事した年間日数を記載し、「見込み」欄には、権利を取得しようとする農用地等を耕作又は養畜の事業に供することとなる日を含む事業年度において業務執行役員の行うこととなる農業への年間従事日数の内数として、その行った耕うん、播種、施肥、刈取り等の農作業に従事する年間日数の見込みを記載する。